める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AT の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額又は元利償還金を除く。以下この号において同じ。）

D_{12} ＝ 0.0500
D_{13} ＝ 0.0530
D_{14} ＝ 0.0470
D_{15} ＝ 0.0532
D_{16} ＝ 0.0432
D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0502
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04974
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05529
D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04836
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05347
D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04699
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

める事業計画に基づいて実施する事業（公共下水道（下水道法第２条第３号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第４号イに規定するものに限る。）（以下この号において「公共下水道等」という。）における設置及び改築の事業（下水道法施行令第 24 条の２第１項第１号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ施設及び管路施設の供用開始後 25 年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。））に係る経費に充てるための地方債をいう。以下この号において同じ。）を除く。）の額に相当する額（符号 AN の総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。以下符号 J_n、符号 L_n、符号 P_n、符号 Z_n、符号 AA_n、符号 AI_n 及び符号 AL_n において同じ。）
D_{12} ＝ 0.0500
D_{13} ＝ 0.0530
D_{14} ＝ 0.0470
D_{15} ＝ 0.0532
D_{16} ＝ 0.0432
D_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503
　　イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400
D_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487
　　イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376
D_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488
　　イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364
D_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04977
　　イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05533
D_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04838
　　イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05350
D_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04701
　　イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るも